

第二十八回国会  
衆議院

地方行政委員会議録 第七号

昭和三十三年二月二十日(木曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 矢尾喜三郎君

理事亀山 孝一君 理事永田

理事吉田 重延君 理事川村

理事中井徳次郎君

青木 正君

加藤 精三君

菅野和太郎君

早川 崇君

加賀田 進君

北山 愛郎君

出席國務大臣

國務大臣

出席政府委員

監察室長官

警視監(警察官房長)

警視監(警察部長)

総理府事務官(自

治厅選舉局長)

參議院議員

警視長(警察厅通信

部通信総務課長)

総理府事務官(自治

行政課長)

専門員

銃砲刀劍類等所持取締法案(内閣提出第一二号)(參議院送付)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

銃砲刀劍類等所持取締法案(内閣提出第一二号)(參議院送付)

警察法等の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)(予)

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

地方自治に関する件

○矢尾委員長 これより会議を開きま

警察法等の一部を改正する法律案、及

び昨十九日、参議院の修正を得て本院

に送付され、本委員会に付託されまし

た銃砲刀劍類等所持取締法案の三案を

一括議題といたします。

この際、銃砲刀劍類等所持取締法案

につきまして、参議院における修正の

説明を求めるにいたしました。参議

院議員大沢雄一君。

二 國又は地方公共団体の職員が

試験若しくは研究のため、又は

公衆の観覽に供するため所持す

る場合

三 次条又は第六条の規定による

許可を受けたもの(許可を受け

た後変装銃砲刀劍類(つえその

他の銃砲又は刀劍類以外の物と

誤認させるような方法で変装さ

れた銃砲又は刀劍類をいう。以

下同じ)としたものを除く。)

を所持する場合

けて刀劍類の製作をする者がそ

の製作したものを作成の目的に

従つて所持する場合

八 事業場の所在地を管轄する都

道府県公安委員会に届け出て捕

鯨用標識銃、救命索発射銃、

救命用信号銃、建設用びよう

打銃又は建設用鋼索発射銃(又は

運動競技用信号銃)

製造を業とする者(以下「捕鯨用

標識銃等製造事業者」とい

う。)がその製造に係るもの(捕鯨

用標識銃等製造事業者)が修理を

する場合にあつては、事業場の所

在地を管轄する都道府県公安委

員会に届け出てこれら銃砲の

販売を業とする者(以下「捕鯨用

標識銃等販売事業者」という。)

又は次条の規定による許可を

受けた所持する者から修理を委

託されたものに限る。)を業務の

ため所持する場合

九 捕鯨用標識銃等製造事業者、捕

鯨用標識銃等販売事業者若しくは

次条の規定による許可を受けて

所持する者から譲り受けたもの

又は当該捕鯨用標識銃等販売事

業者が輸入したものを業務のた

め所持する場合

刀劍類について輸出の取扱を委

託された者がその委託を受けた

ものを輸出のため所持する場合

2 前項第五号から第十号までに掲

げる者の使用者(当該各号に掲げ

る者があらかじめ事業場の所在地

を管轄する都道府県公安委員会に

届け出たものに限る)がそれぞれ

当該各号に掲げる者の業務のため

所持する場合は、それぞれ同項各

号に定める場合に含まれるものと

する。

3 第一項第八号及び第十号並びに

前項に規定する都道府県公安委員

会への届出に関し必要な細目は、

総理府令で定める。

4 第四条 狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、

人命救助、漁業、建設業又は政令

に供するため必要な銃砲又は刀劍

類を所持しようとする者(は、(及び

は、)全国的な規模で開催される政令で定

める運動競技会における運動競技の出発合

会の用に供するため必要な銃砲を所持しよう

とする者)を管轄する都道府県公安委員

会の許可を受けなければならない。

5 祭礼等の年中行事に用いる刀

劍類その他の刀劍類で所持するこ

とが一般の風俗慣習上やむを得な

いと認められるものを所持しよう

とする者についても、また同様と

する。

2 法人が前項に掲げる業務のため

代表者又は代理人、使用人その他の従業者に銃砲又は刀剣類を所持しようとする法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、住所地を管轄する都道府県公安局委員会の許可を受けなければならない。  
(許可の失効及び許可証の返納)  
第八条 第四条又は第六条の規定による許可是、次の各号の一に掲げる場合においては、その効力を失う。  
一 許可を受けた者が死亡した場合  
二 許可を受けた者が銃砲又は刀剣類を譲り渡し、その他自己の意思に基いて所持しないこととなつた場合  
三 銃砲若しくは刀剣類を亡失し、若しくは盗み取られ、又はこれらが滅失した場合  
四 第二十七条第一項の規定により銃砲若しくは刀剣類の提出を命ぜられ、又はこれらが没収された場合  
五 第四条第一項の規定により運動競技の発令の用意に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が同項に規定する政令で定める者でなくなった場合

一 許可が失効した場合  
二 許可が取り消された  
三 亡失し、又は盗み取

理府令で定める手続により、現に  
銃砲又は刀剣類を所持しようとす  
る法人の代表者又は代理人、使用  
人その他の従業者が、住所地を管  
轄する都道府県公安委員会の許可  
を受けなければならぬ。

(許可の失効及び許可証の返納)

第八条 第四条又は第六条の規定に  
よる許可は、次の各号の一に掲げ  
る場合においては、その効力を失

二 許可を受けた者が死亡した場  
合

三 亡失し、又は盗み取られた許

可証を回復した場合  
許可を受けた者が死亡したこと  
により許可が失効した場合において  
て、戸籍法（昭和二十二年法律第  
二百二十四号）第八十七条の規定  
によつて死亡の届出をする義務  
がある者又は外国人登録法（昭和  
二十七年法律第二百二十五号）第一  
十二条第三項の規定によつて死亡  
した外国人の登録証明書を返納  
する義務がある者があるときは、  
前項の規定にかかわらず、その  
者が、死亡の事實を知つた日から  
起算して十日以内に、許可証を

が認められないため、その実効を上げ  
がたい実情にありますことは、各位  
御承知の通りでございまして、まこと

中井恵次郎君  
疑は通告順によつてこれを許します。  
○矢尾委員長 これより三案の質疑を行ひます。質  
問とぞ御賛同をお願いいたします。  
○矢尾委員長 これで参議院における  
修正の趣旨説明は終りました。  
連する規定の整備をはからうとするもの  
でございます。

ましては非常に厳格な解釈で臨んでいたい、こういうふうに考えておる次第であります。

○中井委員 そういうふうな考え方からこの法案を一読いたしますと、一二の疑問を私は感ずるのであります。その第一は、第四条に「狩猟、有害鳥獣駆除、と殺、人命救助、」こうありますまして、こういうものははつきりとしたしておるが、その次に「漁業」というのがござります。これは漁業の中では、銃砲または刀剣を使用しなければならぬというふうなものになりますと、私は捕鯨だけだらうと思いますが、それ以外に何か銃砲を使うものがあるのですから、第三条の第八であります、ここに詳しく説明などいた

が、さつきの趣旨からいいますと、私はこの点詳しく述べました。されば、この方には、さつきの趣旨からいいますと、私はこの点詳しく述べました。

それから引き続きまして「建設業」というのがございます。この建設業におきましても、建設業といえば非常によく解釈ができます。そうして銃砲刀剣でさまざまな事件を起しますのは、実はこの建設業に仕事をしておるような人たちがその一つの大きな要素になつておることも、これまた過去の日本の実情から見てはつきりした事実であろうと私は思う。従つてこの建設業に関する限りは、かなり峻厳に規定をすべきものである。これはこの法案の一つの大きな重点だ。建設業のどこまでやるかということが重点である。か

**○大沢泰蔵議論**　たゞいま議論となつました銃砲刀剣類等所持取締法案に対する修正案の提案理由並びにその内容について御説明いたします。

**○大沢泰蔵議論**　たゞいま議論となつました銃砲刀剣類等所持取締法案に対する修正案の提案理由並びにその内容について御説明いたします。

これはきわめて狹義に厳格に解釈すべきものでありまして、できるだけ範囲ははつきりといたしておくといふことが、法の趣旨であろうと思います。そり点つゝて、警察局司令におけるまし

これはきわめて狹義に厳格に解釈すべきものでありまして、できるだけ範囲ははつきりといたしておくといふことが、法の趣旨であろうと思います。そり点つゝて、警察局司こなきまし

○坂井政府委員 やはり御指摘の通り、海等で使用する銃砲というものは、目下ところの角利用のところに参考して伺つてみたいと思います。

○坂井政府委員 やはり御指摘の通り、海等で使用する銃砲というものは、目下ところの角利用のところに参考して伺つてみたいと思います。

いいんじゃないのか、私はこう思いま  
す。一つ見解を伺つてみたい。

**五** 命ぜられ、又はこれらが没収された場合  
第六条第一項の規定により運動競技の出発令の用意に供するため必要な銃砲の所持の許可を受けた者が同項に規定する政令で定める者でなくなった場合

ために開催される運動競技会におきまして、記録の正確を期することは最も重要なことであると存するにもかわりませず、これらの場合に拳銃の使用

ために開催される運動競技会におきまして、記録の正確を期することは最も重要なことであると存するにもかわりませず、これらの場合に拳銃の使用

とでございまして、この前の委員会  
でありましたかに申し上げました点、  
たとえば風俗、習慣上認めるというよ  
うな点につきましても、われわれとし

とでございまして、この前の委員会  
でありましたかに申し上げました点、  
たとえば風俗、習慣上認めるというよ  
うな点につきましても、われわれとし

○中井委員 よくわかりました。条文の体裁などというふうなことで簡単に御判断になつたと思うのであります。

○中井委員 よくわかりました。条文の体裁などというふうなことで簡単に御判断になつたと思うのであります。

解釈されるおそれがあるのではないか。  
という疑問もあるかと思います。しかし  
かし以下のところはコンクリートに打  
ち込む鉄筋類似のものというようなもの

が考えられるわけでありまして、まあ世の中が進歩するにつれまして、建設用にそういう技術的な機械がまたあとから出てくるかとも思いますが、この法律の趣旨がやはり暴力団取締り等を意図しまして考えた法律でございますので、解釈といったしましては厳格に解釈をいたしていきたい、こう考えておる次第でございます。

きまして御説明申し上げます。

なことをやつておると「う」となり

の中にあります道路交通の取締りとの

方法が違うということは、そこを通る

地方公共団体が経営しております水道、交通等の公営企業の整備は、民生の安定のためにも地方産業の振興のためにもきわめて緊要でありまして、政

ますと、私はこの法の趣旨は実施の際にかなり拡張解釈をされるおそれ十分にあり、かように思うのであります  
が、いかがでありますか。

関連であります。これはどうですか。  
現在承りますと、各府県によつて、  
国道一号線なら一号线を通る車に  
ついてのスピードの制限等はまだな  
い。

自動車、その他の交通機関にとりましてはまことに不便であるし、理解したいところとなっておるだろうと思うのであります。御指摘がありましによ

意図しまして考えた法律でございます  
ので、解釈いたしましては厳格に解  
釈をいたしていきたい、こう考えてお  
る次第でござります。  
○矢尾委員長　ちょっとお詰りします  
が、ただいま郡國務大臣が出席されま  
したので、予算委員会その他で非常  
にお急ぎのようでござりますから、  
ちよつとの質疑を中断いたしまし  
て、昨十九日本委員会に付託になりま  
した公營企業金融公庫法の一部を改正  
する法律案を議題として、政府よりそ  
の趣旨説明を求ることにいたしたい  
と思います。郡國務大臣。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案  
公営企業金融公庫法の一部を改正する法律  
正する法律  
公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のよう  
うに改正する。  
第五条中「五億円」を「十億円」  
に改める。

公営企業金融公庫について、資本金を増額する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○都國務大臣 公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案の提案理由につ

ります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申上げます。

れないこともないと思いまして、四条はこういう体裁で書いてみたのでございますが、御了承をお願いいたします。

○中井委員 それではちょっと納得ができません。こういうふうに四条に建

制限、違反の取締りその他について、各府県が日々まちまちであるならば、たら聞かせていただきたい、かように思ひます。

な、スピードの制限が違つておるわけ  
でござります。

○矢尾委員長 引き続き警察関係三法案の質疑を続けます。中井徳次郎君。

○中井委員 今の御答弁でもう事態ははつきりしたと思うのでありますから、そういう御趣旨でありますならば、第四条はもう少し詳しく、建設業のうちの境界をある程度まではつきり範囲をさしまして、それでいくのが私は妥当だ、かように考えるのであります。というのは、第三条の八にもやはりはつきりと、建設用びよう打銃あるいは建設用網索発射銃、こういう字句も使っておりまます。ここではこういう字句を使いながら、第四条では一般的

ずっと山の中の電源開発なんという場合に、これはどうも少し物議だからわれわれのところも銃を持たせてくれといふうことになりますて、これはもう必ず将来刃傷されたの一つの大きな原因になると私は思います。この点はまことにささいなことでありますけれども、党としましても、また委員会としましても、一つ十分相談をさせらるいたい、かように考えます。

銃砲刀劍類の関連法案につきましてはこの程度にいたしておきましたが、警察法の一部改正について、一、二お尋ねをいたしたいと思います。この改正

○坂井政府委員 道路交通取締法では、道路の交通規制、取締りというものは、各府県の公安委員会に大体まかしておりまして、各府県の公安委員会が最高の責任者としてやっておるわけですがござります。それであつてはけつこうなのでございますが、御承知のように交通機関が非常に発達いたしまして、また道路もだんだん整備されて参りますと、府県の境といふものが経済的にもいろいろ意味がなくなるというよりも、県境ということが無意味になつてきておるような情勢があるわけであります。にもかかわらずせ取締りが違うということ、あるいま規制の

車というように、高速車と低速車の通行区分がきめてあるのです。これが県によって全く逆なところがあるといふうな不均一な点、また運転手が始終それを見て走っているところの標識の点でございますが、指導的な区画線が京浜地区では白である。それから禁止区画は黄である。これが阪神地区に参りますと、指導地区が黄色になつて、禁止的な区域が白になるといふうに、非常に区々まちまちになつておるわけでございます。そこでそれらの点を一つできるだけ歩調をそろえるように、府県間の話し合いによりまする、交通機関に不更を来なさないよ

すが、何分にも道交法によりましては、各府県の公安委員会が最後の責任者としてやっておるということと、どうしても話し合いかつたない場合は、現在はいかんともしがたい状態でありますので、今度の改正をやりまして、その不便を除去しようと考えて、そこでございまして、この道交法の改正にもありますように、全国的な幹線道路における交通の規制の齊一をはかる必要がある。全国的に見ていかにもそこだけでこぼこがひどい、全国的に見ていかにも不都合であるという面をとらえまして、必要な規制をしていくたい、こういうふうな考え方でございまして、何でもかでも全国一律にやる、その府県の事情は全然顧みないので、ということではないのでございます。その点、時代の進展をにらみながら、また各府県の実情にも即しながら規制をやっていきたい、こういうようになっておりますので御了承をお願いいたします。

内においても私は十分調節の道はあらうと思うし、それを今日までほうつてあるのは、これは警察当局の非常な怠慢だと思うのですが、その辺のところの見解を率直に聞かしていただきたい。また過去においていろいろのいきさつもあつたであります。その事例も一つ聞かしていただきたい。

○坂井政府委員 御指摘を受けますと、まことにその感じがいたすわけですが、ございまして、県によりましても、最高度度の制限がかほどに違つておると、いうことは理解しがたい点でございまして、縣の調整です。警察厅としましても、府県の調整といいますか、話し合いをお互いにさせまして、そこの不都合がないようになりますが、なかなか一ぺんめますと、道路標識等も全部できておりまして、スピードを書いた標識なんか全部ずっと道路に並べてありますので、費用の点等もからみましてなかなか簡単にはいかないのですが、今までの現状でござります。しかしながら色が違つたりというような点等もかならずあります。それで、この条文を考えても、いかと思うのであります。そりいつた全国的なことを考えながらやらなければいけないかぬという考え方が各府県にまだまだ少し現状にかんがみまして、それらを一つ考え方であります。今まで努力が足りなかつたのであります。今まで努力が足りなかつたので、極力努力いたして参りたいと考えておる次第であります。

○中井委員 今いろいろお話をあつたですけれども、スピードの問題なんかは、法を待つまでもなく、調節ができるなくちやならぬ。公安委員の皆さんもみな良識の持主でありますから、この点は法を改正しなくちやできないというふうな考え方では、全般的警察行政の運用なんかもなかなか複雑な情勢にあるということを私どもは察せざるを得ないのであります。しかしこの点はさらにまた質問を続けるとして、きょうは、ほかの問題で一しまして、きょうは、ほかの問題で一点だけお尋ねをいたしたいのは、警察の通信の関係であります。警察の通信の形態が一体どうなつておるのか。警察庁に本部があつて、全国に指令を流しておるのか。通信の状況から見まして、これは鉄道と同じようなことになりますから、連絡用の意味から、連絡は専なる方がいいわけであります。そういう形はどうなつておるのか、大体概要をお話願いたい。さらに願えますから、回線の系統は、有線の回線、無線の回路ともにどういう系統になつておるか。これは一つ資料を出してもらいたいと思います。今度多少改正をするということですが、通信体系の改正のねらいはどういう点にあるのか、それがまず第一点。それから、たとえば東京から鹿児島までとか、全国的な警察通信というものはあらうと思うのですが、一番時間のかかるもので、どれくらいで通ずるものか、そういう点をちょっとお話願いたい。

て、これが整備改善をはかつて参つておるのでござります。戦前に比べますならば、警察通信はかなり進歩向上いたしております。しかしながら同時に他の方面におきましても、たとえば電電公社におきましても、あるいは電源開発会社等の通信線にしましても、最近非常に飛躍的な進歩向上を見ておるようでございます。警察といったしましても、これらの方の方面の通信と遜色のないようだに、なお一そく改善し、内容の充実をはかつていかなければならぬ、かよう考えまして、来年度の予算等におきましても、通信の施設の整備強化ということには、かなり力をいたしておるつもりでございます。

と、各府県本部から警察署にそれぞれ電話線が行つております。それから各警察署から管内の派出所、駐在所へまた電話線が行つております。そこで東京とか各管区警察局、各県本部警察署にそれぞれ警察の自分の交換機がございまして、その交換機で接続いたしまして、たとえば秋田県から福島県へかけるという場合には、秋田県から仙台へ参りまして、仙台の交換機で中継をして福島県へ行くわけあります。ただいま御質問のございました東京から鹿児島へ行く場合には、福岡の管区まで参ります。そこで中継されて鹿児島の県本部へ参る、こういう格好になつております。そうして大体われわれといたしましては、全国の警察署が相互に通話できるということを目標として、回線、交換機その他の整備を行なつております。この電話回線は、ただいま申しましたように、電電公社の専用線を借りておるわけでござりますが、回線の総キロ程が大体十七万キロで、これは御承知のように派出所、駐在所まで参るものでございます。毎年国の予算で十二億、地方の予算で十五億の専用料を支払っております。ただし専用回線は電々公社から借りておりますが、交換機は警察で自営しております。それをつないで相互に通話をするというのが現状でございます。それから次に、有線電話では災害その他の場合に通話が切れるおそれがございます。また電電公社の専用料は必ずしも安くございません。非常に専用料が高めで、警報といたしましても、この電電公社の専用線を借りることを建前として、ただその補充的な面で超短波多重という回線を、特に重要な幹線

について作つております。これは現在 東京、大阪、広島、福岡、及び三十二 年度工事中の仙台、札幌というよ うな、全国のごく重要な幹線にだけ、警 察で自営の超短波多重回線がございま す。大体電話の状況についてはそうい うことでございます。

ござります。  
○中井委員 大体の構想はわかりました  
たが、具体的に言いますと、そうしま  
すと、各派出所から東京の警察庁へ電  
話をかけようと思つたらかかります  
か。それからたとえば東京と福岡、大  
阪なんというのは、何回線の専用線を

電々公社の通話のよう即時というよ  
うに整備されはおりません。それか  
らペトロール・カーが電話とつながる  
かの問題でございますが、いわゆる一  
〇番で民衆から警察に訴えがござ  
ますと、それはペトロール・カーの統  
制室と同じ統制室に一〇番の受付が

○今竹説明員 ペトロール・カーの通  
話は、統制室と話ができるだけでござ  
いまして、有線につなぐ場合には、す  
べて統制室の人間が中継して話をしな  
ければならないという状況になつてお  
ります。

—  
—

次に、電話のほかに無線電信がございまして、これは各県本部に無線電信局がありまして、各県本部相互間に無線電信をやる。どういうふうに利用するかと申しますと、重要な手配、あるいは家出入人の手配、そういうのがございますと、秋田県から全国的にこういう人間が家出したからよろしく頼むというようなことを、無線電信で手配するわけでございます。

使つておられますか。それからもう一つは、ペトロール・カー、これは無線はもちろんあります、これと有線とつなぐことができるかどうか、たとえば東京都のペトロール・カーから直接仙台の方に話ができるのかどうか、そういう点についてちょっと伺つておきたいと思います。

ございまして、一一〇番を聞きなが  
ら、その聞いておる内容が同時に、統  
制室の指令事務を行なつておる者に聞  
こえております。そこでいろいろな状  
況を聞いておりまして、同時にすぐ車  
を手配しております。たとえば、そ  
ういうものが必要があつて宮城県へ流す  
といふ場合には、その統制室に警察電  
話がございまして、その警察電話に  
よつて通常の警察電話のコースを通つ  
て宮城県の方へ連絡する、二つ、三

お話をどうな回線の——末端の派出所までの回線は要りませんが、県単位ぐらいいまでの回線図をできたら出していただきたいと思います。それから無線の回路も出していただきたい。

警察通信関係の施設の利用の仕方について  
きましては、公安委員会の規則をもつて  
て厳重に制約をいたしておりますのであり  
ます。ただ例外的に、たとえば災害の  
とき等に、警察機関以外の者に臨時に  
使用させることができ実情に即し、必要で  
ある場合がありますが、そういう場合  
は例外の場合として、これもやはり一  
応その限度においては使用可能である  
という道を開いておるのでございま

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

こなした警察官語と無線電信のはかりに、御承知の通り各県ごとにいわゆるペトロール・カーというものがござります。これは各県ごとに運用されておりまして、県本部に指令室がござります。それから一部の警察署、大体全国の千二百ばかりの警察署において、目下五百ぐらいの警察署に固定局というものがございまして、各県本部及びそういう五百の警察署の固定局と、移動するペトロール・カーとの間に相互に通話が行われる、こういうことになつております。ペトロール・カーはまだ現在の状況では七百ぐらいしかございません。

問題でございますが、派出所、駐在所について申しますと、一つの県内の派出所、駐在所が相互に通話ができるとということを目標にしております。従つて宮城県の派出所、駐在所は、宮城県内の派出所、駐在所、及びそれとあわせまして福島県あるいは岩手県といふ隣接県の、特に隣接署の派出所、駐在所と話ができるということを目標にして整備しております。

それからたとえば東京一大阪間の回線の問題でございます。これは現在電電公社から借りておるものとしましては四回線ござります。そのほかに、先ほど申し上げた超短波多重が五回線ござ

○中井委員 大体わかりましたが、もう一度念のために伺つておきますが、宮城県の派出所から東京へ電話がかからずかどうか。交換は宮城県で一ヵ所、東京で一ヵ所と、こういうふうになります。あるいは警察署を通じるともう一ヵ所ですが、そういう通話ができるかどうか。具体的なことを伺つておきます。

○今竹説明員 宮城県の場合でござい

ますと、仙台市内は大体においてでき

ます。しかし、たとえ気仙沼とか、

そういう非常に遠い警察署になります

ます。

て宮城県の方へ通じます。こういう形になつております。

を使われると非常に困る。具体的な例を申しますと、地元の県会議員その他が、市外通話をかけると時間がかかるから、警察電話を借りるということがしばしば行われておりますし、私はこれらは警察業務を非常に阻害しているようになりますが、そういう面について、警察当局はどういうような指導をされているか。この際はつきりして聞いていただきたい。あまり今のような状況をほうつておくと、国会議員あたりも使うようになるかもしませんので、私は、一つ最後に希望と同時に、あなたの方の考え方を伺っておきたい。特に私は選舉の際なんか、警察は政治

す。嚴重なる統制、規制のもとに警察通信は利用されておるのであります  
が、ただいま御指摘のような事例が、  
あるいは末端においてあるとしますな  
らば、将来十分に戒心して参りたいと  
思つております。

大体警察通信の主要なものは、全国の警察電話と、同時に一つの県について申しますと、県本部を中心にして派出所、駐在所に行く警察電話でございます。それから全国の各県相互間の無線電信、それと各県ごとに運用されておりますペトロール・カー、この三つで

ざいます。計九回線で行なつております。しかし先ほど申しましたように、この回線に単に東京—大阪の通話が乗るだけございませんで、京都、兵庫あるいは東京につながつておる北海道、仙台という通話が、全部これに乗つて関西に参りますので、必ずしも

と、通話が明瞭でなくなりまして、回線の現況が非常にいいときはできる場合もありますが、そうでなければ雑音が非常に出て参ります。

○中井委員 バトロール・カーから有線へのつなぎは、どうなるのですか。

から中立でなければなりませんが、この前の総選挙の場合なども、私は実はいろいろな批判を伺つておるのであります。きょうは具体的なことまで申しませんが、こういうものに警察通信が使われますと、私は政治の将来のために轉がわしい問題だと思ひます。こう

た通り、そういう具具体的な事例がありますならば、十分これをチエックしたいと思っておりますので、必要とあれば、通牒その他のしかるべき方法によりまして、これがが是正に努めたいと思つております。

第一類第一二号

地方行政委員会議録第七号 昭和三十三年二月二十日

○北山委員 警察法の改正に関連して  
一、二三四、五、六、七、八、九、十、十一。

まず最初は、最近の新聞で、警察官の職務執行法の改正が伝えられたわけあります。ところが警察官の職務執行法の改正が、国家公安委員会で論議されたとか、そういうことじやなくて、自民党的幹部、六役において改正をするというような決定がなされた。私はまことに変じないかと思う。警察官の職務執行法というものは、申し上げるまでもなく、警察の任務を遂行するためには警察官が行う職務執行の方法を規定してるもので、純警察的なものと考えてよろしいと思う。政策的なものでないと思う。それを政党的な幹部のところで、関係の機関が何もやらぬうちに方針をきめるというようなことは、この問題の政治的背景といふものがそこに推測されるわけです。が、警察庁には与党的方から何か警察官職務執行法を検討しろというようなことを言ってきてるのかどうか。また現にそういうものを検討してるかどうか、お伺いしておきたい。

けでございまして、研究はかねがねいたしまして、たしております。しかしながら、たゞいまお話を通り警察官職務執行法は、きわめて重要な法律と申しますが、国民の権利、自由に關係を持つ重要な法律でありますだけに、かりにこれを改正するという場合には、よほど慎重な用意をもつて、十分なる検討を加えた上でなければ、輕々に取り上げるべきものでない、かように考えておるのでございます。与党の一部の方々に、警察官職務執行法を改正してはどうかと、いうような意見の持主のあることは、私も承知をいたしております。私ども第一線の警察職務執行の実情にかんがみまして、かねがねいろいろ研究をしております。そうした研究の結果に基き、國民世論といいたしまして、警察の職務執行はかくあってもらいたいという要望があり、当然それに即応するために、何がしかの改正が必要とするというような段階が参りますならば、その際は考へてみたいと思つております。

るかどうか、これをお伺いしたいのです。  
○石井(榮)政府委員 警察官が職務を執行するに当たりまして、権限を乱用したことがあるてはならぬことは申すまでもないことでございます。この点に關しましてはかねがね私どもは第一線の警察官諸君に絶えずその心構えを十分徹底するよう指導すると同時に、あらゆる機会にそうちした関係の法令の周知、徹底をはかり、権限の行使に当つて行き過ぎのないように指導教養に努めておりますと同時に、不幸にして数多い警察官の中にいわゆる行き過ぎがあり、職權乱用と目すべき祥事を起しました場合には、これに對する責任の追及をして、当該警察官のみならず、その監督の立場にある者の監督の不徹底のゆえに監督責任も追及するというふうに嚴重にその反省を促し、将来再びそうしたあやまちを犯さないよう指導に努めていく、こういうふうにいたしております。今後ともこの点につきましてはさらに一そう徹底を期して、いわゆる職權の乱用というようなことのないようにして参りたい、かように考えておりま  
ござりますか。

な問題と申しますか、国民の権利、義務に關係を持つ重要な内容の法案でありますだけに、私どもはさらに慎重な検討を統けたい、かように思つておるのでございまして、将来具体的にいどうというようなことは、ただいま言ふことに差し控えたいと存じます。

○北山委員 次に、これはこの前の委員会で川村委員からも質問があつたのであります。現在の警察厅と都道府県警察との関係、これは警察法の改正論議の際にもずいぶんやましく言われたことがあります。大体三つの方法で、現在は二つといいますか、警視庁以上の人事を中央で握つておる。もう一つは警察法第三十七条の例の国庫支弁金、いわゆる金の面で押えておるといふことなのですが、さらに第五条の国家公安委員会の所掌事務、いわゆる警察厅のやるべき任務の範囲では、警察厅は都道府県警察を指揮監督ができるという規定になつておるのを、その第五条に掲げられた各項目の関係については、実は多少明確を欠いておる点があるわけなのであります。これは警察法の審議の際に昭和二十九年の国会においてついぶん論議をされましたのが、実は明確を欠いておる。そこで今申し上げた国庫支弁金の問題であります。これは一体今までどのように使用され、配分され、運営されておるか。一応法令上はある程度わかつておるのであります。昭和三十二年度あるいは昭和三十三年度の予算において、警察厅の予算の中で、都道府県警察に国庫支弁金として行くものはどの程度にあるものか。昭和三十二年度はどうか。これは今お答えが願えるなら

○坂井政府委員 国費で各都道府県へは都道府県に対する補助金でござります。これには二つございまして、一つは都道府県の警察に必要な経費で、どういう支出をしておるかというお尋ねだと思いたいです。これには二つございまして、一つは都道府県の警察活動に必要な費用のうち、大体常識的にいいまして半分ほどの補助金を出しております。もちろんこの補助金の内訳はいろいろに会計されておりまして、それぞれの項目について補助をいたすわけでござりますが、これが今年度、すなわち三十二年度におきましては約三十四億弱になっておるわけでございます。今御審議願っております来年度の予算におきましては若干減っておりますが、これは通信関係の専用料が当然減になりますので、実質的には今年度並みの補助金ということにならうかと思います。

Digitized by srujanika@gmail.com

及びその機関の事務に要する経費は、地方公共団体原則としてその団体の負担になるのです。ただ例外として、いろいろな事業の種類によつて地方財政法では、それから以下数条にわたつて各項目があげられておつて、この分については国も一部負担するんだという例外がずっと書いてあります。その中には、警察のことはないですね。だからどうも地方財政の建前からすれば、国庫支弁金は非常な異例であつて——異例であるばかりでなくて、好ましくないのであるのは、たとえば警察の通信なりあるいは装備なり、そういう経費にしましても、県費負担のものと、国庫支弁金によるものと両方あるでしょう。一体どういうふうにして、この予算を運営するものか。府県としては、予算を計上するときには、警察装備についてはこれだけ、通信についてはこれだけ、給与についてはこれだけ、あるいは犯罪捜査活動についてはこれだけというような所要経費を組むのです。だから組むときに、一休国費の支弁金がどのくらい来るかということが頭の中になければ予算は組めないわけです。さしむきのことを言えど、この三月に県は予算を組むわけです。あなたの方のからまさか来年の予算の国庫支弁金の配当について、各項目についてどれだけの県でやるかということはまだきまつていないのでしょう、まだ予算がきまつていないのだから。それでどうして正しい予算の經理、運営というものができるのですか。そういうところから考えて、国費の支弁と、いうものは都道府県警察の所要経費の一部を府県の予

算を通じないで、國の金を國家公務員である地方警察官に渡している。そこで府県の經理を通じないで運用するということは、これは原則的に悪いのではないか。どうなのですか。

○坂井政府委員 国庫支弁金で支出する項目は、御承知のように警察法の施行令で内容がきまっておるわけでござります。従いましてこれらの費用は国費で出てくるのだ、そういう以外の費用を具費として出すのだ、こういうことでござりますので、おのずから県の費用ではどういう予算を県費で組むべきかということはわかつてこようかと存じておるわけでござります。

○北山委員 しかし犯罪捜査の経費にしても、これはわかるようでわかつてないのです。その人件費はどうだ、日当はどうだというようなことになつて、ある種の犯罪の捜査費をきつと計算できますか。できないからこれは当然両方の経費が重なつてくるのです。同じ警察なのでから。たとえば砂川の事件について、これはやはり国費も出しておるでしょう。ところがおなづからわかるものではないのです。区分しがたいものが現われてくる。従つてそういうものは一体として所要額というものを予算に置き、また經理をしていくというのが正しい財政運営のやり方であつて、一部は国でもつてやる。それも府県の予算經理を通じないのですよ。出納長が扱つていますか。都道府県ではこの国庫支弁金をどんなふうに經理をしているのですか。これは財政法違反だとも言える。どういうふうな取扱いをしているのですか。

○坂井政府委員 ただいま申し上げましたように、国費で出す費目は大体わかつておるわけでございますが、犯罪が起つた。それが国費の犯罪か県費の犯罪か、通俗的に言いますとそういうことになると思いますが、これは捜査してみなければわからぬということは御指摘の通りであろうと思います。しかししながらある程度参りますと、これは国費の事件である、あるいは県費の事件であるということはわかるのでありますから、そのような区分の仕方でやっておる、こうしたことでござります。

それから国の支弁金を府県にやりました際にどういう取扱いをしておるかというお尋ねでございますが、これは国費でございますので、やはり国家公務員である本部長が支出官となる必要がある。こういうことで本部長が支出官として仕事をしておるわけでござります。ただ実際的には県の方といろいろ連絡をしまして、國からこういうふうに来ておるということで、内部的な連絡の上、遺憾のないような措置をとつておる次第であります。

○北山委員 まあ都道府県警察に支出官を置いている、金の出納はどうしているのですか。しかもそれは都道府県の中央でだけ金が經理されるものではなしに、関係の警察署はどうするのです。警察署員といふものは地方公務員なのです。地方公務員が國の金を扱うのですか。出納しているのですか。それでどうするのですか。言うまでもなく國の金を地方公務員に扱わせるのですからね、これは財政上おかしいです。しかも財政法の第九条には地方団体の団体及びその機関、その機関とい

うと公安委員会もそうなんですが、警察の方も地方財政法の原則からいえば、都道府県の予算から出さなければならぬのです。法律で定めてあるからいいようなものの、そういう財政法違反をすると、実際問題としての運営も困るから、あの際にもいろいろ申し上げたので問題は今でも残ってる。こういうやり方はいかぬと思うのですが、長官はどう思いますか。

○坂本政府委員 長官にかわりまして私はから答えさせていただきたいと思いますが、確かに御指摘のような点は変則といえども変則であろうかと思います。しかしながら警察の特殊性に基づましてそういう取り扱いをしておる。たとえば各府県の警察官は全部地方公務員、警視正以上二部国家公務員を除きまして全部府県の吏員であります。しかしその府県の吏員を警察本部長が任命しておる。國家公務員である本部長が任命しておるという、ほかには例のない取り扱いをいたしておるのであります。やはりこれは警察という特殊性から来た警察法での特別な取り扱いであるというふうに御理解をいただくほかないと思います。

やり方では、予算というものが機密的に扱われる危険性もあるわけなんですね。この問題は長官もうまい御答弁ができないようありますが、私はさらには警察法の施行令というようなものを調べてさらに詳細お伺いいたしました。なお地方財政法等については自治庁の担当者にも来ていただきまして、こういう制度はぜひ直していただかなければならぬと思っておりました。なほ地方財政法等についても、この両者の矛盾を解明しなければならないと思っております。

それから最後に一点お伺いしておきますが、いわゆる監察を要する事項というものが今度警察庁、国家公安委員会の任務の中に入つておるわけですが、説明を見ますと、從来からやつておつたのであるが、ただ明確にしただけだというのですか、從来どういう監察をしておつたのですか。

○石井(警)政府委員 警察庁の所掌事項に関するまことは、私が都道府県警察を指揮監督する権限を与えられておるわけであります。警察庁所掌の事項に關しまして都道府県警察の実際運営が適正になされておるかどうかということとは、私といたしましては十分にその実態を把握しておらなければいけないと思うのであります。よく国会の当委員会等におきましても、各県に起りました事案についていろいろ御批判をいたたくようなことがあるのですから、それが、そうした実態はやはり私といたしましてはよく調査をいたしておきませんと、責任あるお答えができないことがあります。そういう意味におきまして都道府県の警察の運営の実態がどういうふうにあるかといふ実態を調査するということは、所掌事項



で、リコードの相手方は現職の知事でありますので、そういう面におきまして非常に行き過ぎがあるようにも思われるのです。従いまして本日のところ——この質問は私二回、三回と研究をしながらやつていただきたいと思うのですが、本日はその第一日といたしまして、あまり時間もありませんから少し伺ってみたいと思います。

まず第一に、署名が終りましてから、のその審査の中の喚問状の問題であります。リコードの署名人を呼び出しまして、あなたはこれはほんとうに署名したか、捺印したかということを聞けばいいのです。ありますが、それについてまことに詳細な罰則を麗々しく印刷をいたしまして、出頭しないときにはどうなる。あるいは偽証した場合にはどうなるとか、非常にどうもむずかしい文言でもってこれをやつておられるのであります。こういうものはなぜひこういう形の喚問状というようなものを作らねばならぬものであるかどうか、この点が第一点であります。

それから第二点は、審査の期間であります。これは先日も私個人の資格で自治庁の意見も聞いたことがあります。ありますするが、署名が終りますと審査の期間が二十日間ということになつておる。従つて原則的には二十日間ではなかなかできない、従つてそういう場合には實際問題として少々延びてもやむを得ないであろう、こういうような自治庁の見解がありました。私どももつともだなと思って、そのときはそうです

現地を見て参りますると、その説が遡く下まで流れてしまいまして、十日目で、二十九日たしましても半分も済んでおらず。署名人は一体何人おるんだと、五人ずつくらいしようかといふことを言つたら、五千人くらいだ。知事の方はどうかといふと、リコール運動が起りますと、こういうものは県費を乱費するものであるといつて、盛んに逆宣伝をしながら、一たび決定をいたしまして九十万近い署名者が出来ますと、この調査には幾ら金をかけてもいいからゆつくり調査をせい、幾らでもよいから審査の期限等についてこの際中央の県費を出そう、こういうまことに政治的な行動が多過ぎるのであります。そういう意味からいいまして、私はこの審査の期限等について伺つておきます。あと五十項目ぐらいありますから、まあほつぼつ聞いていきます。

とがわかるのですが、これは法に触れたないものかどうか。私も何十かの質問をいたしたいと思いますが、まずこの手続の公正ということが問題になつておりますので、その点についてます第一の質問をいたします。

それから第二の質問は、選舉管理委員の手当や夜食料等は、これは法律によりまして市町村が市町村の選管の経費として支弁すべきことになつております。しかるにもかかわらず、この経費の支出は直接市町村の運営に關係ある経費でない、またもし市町村議会に出したら否決されるだろうというような宣伝がありまして、そうしてこれら必要経費を十分に支出しない、その議会にもかけない、よつてもつて十分に正確な調査をすることをわざと憚りじたる場合におきまして、かかる行為は法に触れるものだと思いますし、またその無効の原因にもなるのではないかと思いますが、それらの点についての現行法上の解釈をお願いしたいと思ひます。

○中井委員 加藤さんの関連質問けつこうであります。私の質問に対してもお答えをいただいて、ある時期で関連質問してもらわぬと、答弁がないうちから関連質問されでは私は進めるわけには行きませんよ。

○兼子政府委員 お答えいたします。リコールの署名をしたかどうかといふ事実の審査につきまして、署名人を呼び出しまして実情を把握するという手続は当然踏まなければならぬと思うのであります。この場合に、ただいま御指摘の点は、喚問状に法規の制裁等の規定を書いておるのは行き過ぎじゃないか、このような御趣旨の御質問で

ございますが、これは自治法の七十四条の三の第四項の規定によりまして、民訴二百七十六条を準用いたしておられます。民訴の二百七十六条の規定は、呼出状の記載事項ということでござりまして、「証人ノ呼出状ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス」一当事者表示二訊問事項ノ要領三出西セサル場合ニ於ケル法律上ノ制裁「法律上はこの規定が準用になるのであります、いかなる程度の審査をするか」ということは、選管委員会の決まりべき権限であります。どうしてもこの手続をとらなければ実態がつかめないという判断をいたしました場合には、当然そうすることが必要であるとも思うのでござりますが、これは選管委員会の判断すべき事柄とぞ存するのでござります。

す。将来の立法の段階におきまして、人口段階別に期間の差異を設けるかどうかというような技術的な点はござりますが、私どもの指導といたしましては、二十日間という期間が法定されており以上、できるだけ早く処理をしていただくというように指導をいたしておりますのでございます。

それから、これに関連して先ほど加藤委員から御質問がございましたが、ちょっとと聞き取れなかつたのでござりますが、リコール本部を設けて、これが法律上差しつかえないかということが第一点でございます。

○加藤(精)委員 市役所構内に、召喚せられますところの証人の出入りする出入口にリコール本部の職員が数名机を持ち出して、そこで待機しておりますとして、入ってくる証人に對して一々話をしている。これはあるいは尋問されたりありのままを答えよという非常に好意のある、義務を尽せという御指導をかどつかかもしませんが、どうでないかもしれないのです。常識上ばかりでない限りはそうないと推定するのが普通でしょうね。これは、私が見た市役所では十ばかり設置されたりまして、それがいろいろ話題になりますと、當時どこかに退散してしまいましたが、そういうような現実があるのです。これからいろいろ中井委員も御質問されるようでございますから、私もよく視察しました豊富なる経験に基きましてお尋ねし、御報告したいことがござりますが、民主主義国家におきましてこういう無断で住宅侵入して、そして法違反することを指導するというようなことがもありとするならば——あるとは言いません、ありと

するならば、これはきわめて遺憾なこと

とありますので、もしそういう事実

があるならば、これが法に触れるかど

うか、また選挙そのものの実態に何ら

か影響がないかどうかということをお

聞きしておるので。これが第一の質

問であります。

○兼子政府委員 市役所の構内的一部

にリコール本部がリコール相談所を設

けて、相談ないしは出入する市民に対

して威圧的な空氣を与えている。それ

が法規に違反しないかどうかということをお

尋ねと思うのでござりますが、市役所

等の構内にそのような施設をいたしま

すことは、これはその公共団体、市町

村長の管理権に基く問題で、法的根拠

は管理権の問題だと思うのでございま

す。それで無断でやりました場合に

は、その市町村長が立ちのきを請求さ

れるのが至当ではないか、このように

考えます。公法上は現在そのような規

定はないと思うのでございます。それ

から公選法の自由妨害の方は、罰則は

必ずしも適用になつておりますせん、こ

れには該当いたしません。ただ自治法

の罰則の規定に該当するかどうか、こ

れは態様いかんによつて必ずしも該當

しないとは言えないと思います。

○中井委員 私少し筋立ててお尋ね

したいと思っておつたのですが、関連

質問等がありますので、少し具体的な

事実なんかも入れて申し上げてみたい

と思います。たとえば審査をいたしま

す場合に、これは選挙管理委員会がも

ちろんやるべきものですが、ところが

選挙管理委員が一名もおらず、ただ下

の事務の者だけが審査をしておるとい

うふうなことは、私は違法な措置では

なかろうかと思うのですが、この点を

伺つておきます。

「加藤(精)委員「委員長、私の質問に答弁していな」と呼ぶ」

○兼子政府委員 ただいまの御質問に

お答えいたしますが、選挙管理委員会

で審査をいたします場合には、選挙管

理委員会が全員そろることは原則であ

ります。全員そろった委員会の決定に

よりまして、大勢の人を審査する場合

に、担当して審査するといふことは適

法と思うのですが、選挙管理委員

員が審査をしなければならぬ。ただし

務局職員が準備をするといふことはあ

るうかと思いますが、審査そのものは

選挙管理委員がやらなければならぬ、

このように解釈しております。

○矢尾委員長 先ほどの加藤君の質問

に對して、政府委員の方で趣旨がわからなかつたそうですから、もう一度質問して下さい。

○加藤(精)委員 私も中井先生に怒ら

れるとちよつと都合が悪いのですが、

関連質問は、中井先生の質問全体が

終つてから質問したいと思いますの

で、その点におきましてどうも数日

間ある事件だけについて審議するほど

地方行政は委員会の日数が多くないも

のですから、そのところ適當に御調

整いただきました、御質問全部終られ

ます。ただいまの問題は関連してお

りますから、ちよつと申し上げます

が、経費の出所について、県知事が金

をよけい出していいと言つたり、県

を申します。ただいまの問題は関連してお

りますから、ちよつと申し上げます

が、経費の乱費だと言つたりすることに関連

して、今度は市町村長の方から——若

干関連がありますので、全然関連のな

い質問ということはできません。それ

で申し上げますが、ある市町村に参り

ますと、県知事のリコールであるか

ら、これは直接町村住民の問題に関係

ないから、町村行政に関係ないよう

思うし、相当の金がかかる。法律では

具体的にどこまでどういうふうに書

かというふうなことはございません。

従つてこれは喚問状を出して、出てこ

ないと法の制裁がござりますといふ

ことを書いて、それで私はけつこ

うだと思うのです。そういう面における

思いやりといいますか、そういう

もので、国民大衆の中では、警察に呼

ばれる、あるいは役場に呼ばれる罰則

規定期があるんだ。そこでこれを市町村

う点でございます。これは事務的には

ごく微妙な関係にあると思ひますので、

地方行政の問題として勉強しておきた

いので、お尋ねします。

○兼子政府委員 リコールの審査に要

します経費と、市町村の選管の委員の

報酬等の点につきましては、これは市

町村の機関でございますので、市町村

で負担をする。このように解釈をいた

しております。

それから経費を支出しないといふこ

とによって、投票手続の公正が阻害さ

れるおそれがないか、またそれによつ

て投票の効力に影響がないか、このよ

うなお尋ねでございますが、そのよう

て投票の効力に影響がないかと、そのよ

うなお尋ねでございますが、手続そのも

と私は考へるのでござります。そういうこ

とによって不便をこうむるといふこと

はあらうかと思ひますが、手続そのも

と私は考へるのでござります。

そういう経費を出し惜しんで、それによつて適

正な審査ができるないという場合において

、そういう経費を支出せざることが

要求したときに、それを提案せざる

行為は、市町村長の行為として適法で

ないと思うのです。これは法律に触れ

る法の規定にどう触れるか。これ

は公職選挙法や地方自治法や地方財政

法に関連してのお尋ねでござります。

○中井委員 ただいまの問題は関連してお

りますから、ちよつと申し上げます

が、経費の乱費だと言つたりすることに

関連がありますので、若干関連のな

い質問といふことはできません。それ

で申し上げますが、ある市町村に参り

なりました経費の件等につきまして

も、重ねて伺つておきたいのですが喚

問状には、法によってこういうよう

なことを書けとありますか、しかしそれ

は具体的にどこまでどういうふうに書

かといふうなことはございません。

従つてこれは喚問状を出して、出てこ

ないと法の制裁がござりますといふ

ことを書けとありますか、しかしそれ

は具体的にどこまでどういうふうに書

かといふうなことはございません。

の間行つて、私尋ねましたところ、一  
十日過ぎに三千済んだだけである。だ  
れを呼んでいるんだと言つたら、ほ  
んど女人の人を呼んでいる。男はどう  
たと言つたら、あそこでは酒作りに出  
ます。その際に、ちよつと関連をする  
のですが、この審査をやるのは、あく  
まで選挙管理委員会である。しかるに  
人を呼んでおる、こういうことであり  
ます。やつておりますのは選挙管理委員が  
おつたりおらなかつたり、実際やつて  
おるのは市役所の課長級がやる。その  
課長級はどうして君らがやつておるの  
だといふれば、選管から辞令が出た。そ  
ういうことになつて参りましたら、構  
になりました新聞記者が、いや市長さ  
んがあの辞令を渡しておきましたぞ、  
こういうことであります。選挙管理委  
員会の辞令を市長が渡すというこの形  
が、私は法的にはもう全然ナンセンス  
だと思いますが、この形が私ははしな  
くも今の福岡のリコール問題を象徴し  
ておるようと思うのであります。厳格  
にいいますと、市長がそんな辞令を渡  
しておる。そんな辞令は有効だとは  
私は思いません。選挙管理委員長が渡  
すべきものであります。それを市長が  
ぬけぬけと渡している。お前ちよつと  
選挙管理委員で手伝いせよ。辞令の内  
容はどうかというと、選挙管理委員長  
の辞令だそうです。ですからこ  
ういう面が私は厳格に言えど、そんな  
ものは有効か無効か問題が起ると思う  
が、そんなこまかいことまで言いたく  
ありません。実際言いたくありません  
が、私はここに今日の地方財政の姿が  
あるように思えてならないのです。選

举管理委員会といふものの中でもなく、市長は地方政治家であります。市長から勝手に独立しておるものでなければ、選挙管理委員会なんといふものはありません。初めから効力がない。こういう事態がありますので、私どもは心配をする次第なのであります。そこで審査の期間につきましては、こんなことをいつまでもだらだらとやっておるべきものではありません。私は本部の方から、それはもう遊びでもやむを得ないだけれども、これは何もやむを得ないだけの話であつて、当然では決してありませんのですから、早急に進めるように、私は指令を一つ出してもらいたい、これを考へるのであります。

○兼子政府委員 嘘問状の記載事項で  
ございますが、先ほど申し上げました  
民訴の規定は、二百七十六条の第三号  
の規定によりまして、「出頭セサル場  
合ニ於ケル法律上ノ制裁」この規定の  
解釈は法律上の制裁があるということ  
を知らせるだけでなく、制裁の内容に  
ついてあらかじめ知らしておく、こう  
いう法律の趣旨でございます。ただそ  
のような成規の手続をとつてやること  
がいいかどうかという点は、これは御  
指摘のごとくあろうと思います。ただ  
法律の制度といたしましては、眞實を  
探究いたしますために、このような制  
度を持つておるのでございますが、そ  
の運用いかんは今後十分注意をしなけ  
ればならぬと存じます。

は制度そのものが施行令の九十二条等の規定によりまして、市町村ごとの署名簿を提出するという制度になつておられますので、その市町村の住民が署名をする、このような建前になつておる関係上、そのような解釈が出て参るでございます。

○中井委員 今の御答弁で柳川市の場合ですが、市長がお前は選挙管理委員会に出向しろという辞令を出しているなら、私も何をか言わんやであります。そうじやありません。選挙管理委員長の辞令です。選挙管理委員長がお前に選挙管理委員会の事務局に採用するという辞令なんです。まことに間違っております。その点一つ。

○兼子政府委員 どうもよく御指摘の事態では法律的には了解がつきかねるのでございますが、先ほど申し上げましたようなことで処理をされるべきものだ、このように解釈いたします。

○中井委員 その点はあなたの解釈は事実と違いますからそういうふうに了解してもらいたいと思ひます。

そういたしまして、あなた先ほどから公正な審査と言いますが、そういうことになりますと、これだけのこわい喚問状を出して呼ぶが、実際調べておるのは選挙管理委員じゃない。その事務員が調べておる。それからだれを呼び出そうかなんということについての法的な根拠は別にあるわけじやありません。これを呼んでやれ、あれを呼んでやれ、——地方に参りますと、はつきり言えば、この人は怪しい、何で判を押したのだろう、聞いてみてやれと、いうような、まことに主観的なことで出しておる。そういうことであるならば、私は選挙管理委員といふものは尊

理委員さん自身がおやりになるべきものである。それとこれを呼んでおけと言つておいて、実際に調べておるのけでない事務員であるということになりますと、こんがらがつて参ります。この点はまた他日実際の模様によつてもう一度お尋ねいたしたいと思うが、きょうは一般論をほかに一、二申し上げてみたいと思うのです。

この署名には点字を認めておりませんね。これはどうでしようか。この点は単に福岡だけの問題じやありません。私は将来必ず法改正の問題が起るべきものだと思ひますが、点字を認めておらぬ。それにはどういう解釈をされておるのですか。

○兼子政府委員　選挙と違いまして現在の法制上点字は認めておらないといふことから起つておるのでございまして、将来の問題としては研究に値する問題と思うのでござります。

○中井委員　これは法改正のときには十分に参考にしてもらいたい。こんなばかなことはないと思ひます。ただ選挙管理委員が、自分らが点字を知らぬから、手続がめんどうだから消しておけ、こういうことであらうと思うのですが、國民主権の大事な権利行使を盲人から剥奪をいたしておるということになりますから大きな問題と思ひます。それと関連いたしまして代筆も認めておりません。一般的投票の場合には正規の代筆は認めておる。しかるになりましたから大きな問題と思ひます。この場合は代筆を認めておらぬ。これも将来私は管理委員会などに同道をして書いてもらおうとかいう方法をぜひとるべきものであろうと思うのですが、



○兼子政府委員 ただいまの三人のうち一人が他府県町村に転出したために請求代表者たり得ない問題であります。これが請求代表者証明書の交付申請をする場合に、御本人は十二月二十日以降は請求代表者になれない、ということを御承知であったように私ども聞いております。同一府県内に住所があります場合には、法律上拡張解釈をとり得るのではないかというお尋ねでござりますが、これは現在の選挙人名簿の理論からいたしまして同一市町村内に伺つたのです。私はそういう指導をいたしました。しかしながら責任ある国会の委員会におきまして、あたかも県や市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿の搭載順序に誤刷を編成し、署名収集者が集めたのであれば、署名をとったとき簿の搭載順に署名簿を改ざん編集して提出するようにと指示し、それに従つたがゆえに罪は選挙管理委員会にあつて、それは無効原因にはならぬといふような次第であるかどうか。その点につきましてもわれわれは深い関心を持ておりますが、私たちの実は現実にないのです。市町村の選管ないし県選管が、そういう誤刷改編を指示したといふような巷間のうわさ、あるいはためにする宣伝と同じものを取り上げまして御質問になるというの私は非常に調べたところによりますとそういう事実はあります。事実が有効かどうかということで、個人にまで当つてない、こういう事実まで私は聞いております。だから、結論は出ています。従つてその選管は非常に困ります。中井委員は党を代表してリコール手続の進行状況の御視察をされましたので、いすれの選管がそういう違法なる指示をしたか、その事実を確かめておられるかどうか、きわめてあつさりし全国の府県選挙管理委員会、市町村の

○兼子政府委員 ただいまの三人のうち一人が他府県町村に転出したために請求代表者たり得ない問題であります。

選挙管理委員会の名前のために申し上げたい。

ただいまの中井委員のお話によりますと、選挙管理委員会が署名が無効になります。なぜなら、それは有効として扱うべきじゃないかという御議論のよ

うに伺つたのです。私はそういう指導になつたのだから、それは有効として扱うべきじゃないかという御議論のよ

うに伺つたのです。私はそういう指導になつたのだから、それは有効として扱うべきじゃないかという御議論のよ

うに伺つたのです。私はそういう指導になつたのだから、それは有効として扱うべきじゃないかという御議論のよ

うに伺つたのです。私はそういう指導になつたのだから、それは有効として扱うべきじゃないかという御議論のよ

うに伺つたのです。私はそういう指導になつたのだから、それは有効として扱うべきじゃないかという御議論のよ

うに伺つたのです。私はそういう指導になつたのだから、それは有効として扱うべきじゃないかという御議論のよ

うに伺つたのです。私はそういう指導になつたのだから、それは有効として扱うべきじゃないかという御議論のよ

うに伺つたのです。私はそういう指導になつたのだから、それは有効として扱うべきじゃないかという御議論のよ

この法定期間といふ法の精神から見ます。〔正確でなくともいいのか〕と呼ぶ者あり、審査はもちろん正確にやらなければならぬと思います。でございりますので、選舉管理委員会におきまして、実際の審査の計画を立て、故意に審査をおくらすというようなことがあってはもちろんならないのでござります。先ほど中井議員から御質問がございましたのは、何かそのような御趣旨にとれる御質問と拝承いたしましたので、私もそのように答えたのでございますが、審査は十分尽さなければならぬということは決定して参りたいと思います。

○徳田委員 今のはまだ申し上げるの

ではないに、これまで自治庁のいわゆる解説と称するものを現地へ流した、それが非常にまたトラブルを起しておるところがたくさんあります。これは両方にあると思うのです。だから、その流し方を非常に注意してもらわないと、現地で問題になりますから、それを流される場合には、よほど現地で誤まりのないよう、今言われたようだ、審査といふものは厳正でなければならぬ。しかし故意におくらすようなことは断じて許されない。もちろんそういう選舉管理委員があるならば、これはとんでもないことになりますから……。

○矢尾委員長 この問題につきまして、その点はつきりと一つお考えの上でこの問題を処理してもらわぬと、トラブルの上にトラブルを起して、さらにおくれることになりますから……。

○徳田委員 重大な問題でございますから、本

日はこの程度で打ち切らしていただきたいと願っています。この機会に十分に質問していただきたいと思います。

○中井委員 私いろいろお尋ねをいたしましたのは、一般的に見まして、こなすことなんです。もちろん審査は厳重にやらねばいかぬし、法規通りにやらねばいけませんが、何としまして今の日本の現状から見まして、現職の知事のリコールのこと等であります。その府県市町村は独立しておるといふながら、やはりそれぞれ非常に密接な関係がありますから、これは自民党の皆さんには大いに気負い立っておられるけれども、現実の姿は、やはりリコールを請求しておる人たちにとりましては、非常な圧迫感を受けて、現実はそういう姿で動いておるのじゃないかと私は思う。そうでなければ現地の新聞もああいうふうには書きません。そこで私のような性格ですから、百パーセントの政党根性からこういう質問を申し上げておるのではありません。実際柳川市へ参りましたら、八千名の署名を、二十五日もう経過しております。期限は過ぎておって、二十五日たって、まだ三千名しか調べておらぬ。こういうことでは、やはり慎重に名をかりて少しだらけておるのではないか、少くともそういう気がいたしまでのお尋ねしたのですから、この点は自民党の皆さんも誤解のないようにぜひお願いしたいと思ひます。

か、二十日というものがあるのを、あとはどうするのだというので非常に迷っています。このときにまたあまり急がずよう、誤解を受けるような指令が出てくると、さらにこれがまた一つのトラブルのもとになってくるのじゃないか、こういうふうに考えますから、どうぞ曲解のないように、いずれまたこの次にいろいろこういう問題を御質問申し上げますから……。

○矢尾委員長 本日はこれで散会いたします。

午後一時七分散会